

## 「三重県の高齢者地域見守り活動」に関する協定書

三重県（以下「甲」という）と三重県農業協同組合中央会（以下「乙」という）は、高齢者見守り活動について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲および乙が相互に連携し、地域に根ざして事業・活動を展開する県内農業協同組合（以下「県内JA」という）における日常業務等を通じて、地域での見守り活動が円滑に実施される体制づくりを推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにすることを目的とする。

### （甲の役割）

第2条 甲は、県内の市町及び関係機関に対して、この協定の趣旨の周知を図るとともに、市町における取組みが円滑に行われるように、助言等必要な支援を行うものとする。

### （乙の役割）

第3条 乙は、県内JAおよびその職員に対しこの協定の趣旨の周知を図るとともに、各県内JAにおける高齢者の見守り活動が円滑に行われるよう、次の各号に取組むものとする。

- （1）乙は、訪問・配達・窓口業務等の日常業務を通じて、声掛けや安否確認を基本とした見守り活動を行い、異変を察知した際には、関係機関へ連絡する体制の整備に努めるものとする。
- （2）乙は、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域社会をめざし、認知症サポーター養成に取り組むものとする。
- （3）乙は、県内JAにおける組合員組織であるJA助け合い組織およびJA女性組織と協力・連携するとともに、空き店舗等を利用した「ふらっとほ一む」による高齢者の居場所づくりを通じた見守り活動に取り組むものとする。

### （個人情報保護）

第4条 甲及び乙は、乙における高齢者見守り活動等を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、又は目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

### （費用の負担）

第5条 県内JAにおける高齢者見守り活動等に要する費用は乙または県内JAの負担とする。

(相互連携)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等、相互の連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第7条 社会情勢の変化等によってこの協定に不備が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲及び乙で協議するものとする。

(市町村が締結する協定との関係)

第8条 乙は、県内J Aが本協定と同様の趣旨の協定を既に市町と締結している場合、あるいは今後締結する場合においては、本協定に関わらず、市町との協定に基づいて取り組むものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1カ月前までに、甲又は乙のいずれかから異議の申し出のないときは、この協定を当該有効期間満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 7月25日

甲 三重県津市広明町13番地  
三重県

知事 鈴木英敬

乙 三重県津市栄町960番地  
三重県農業協同組合中央会

会長 奥野長衛